

### III. 各国の施策の影響・効果と日本への示唆

本調査は、調査対象 7 か国の女性活躍推進に係る取組を調べ、全体像を把握することにあつた。調査を通して見受けられた、これら 7 か国の取組等に係る共通点や傾向等を、以下に整理した。

#### 1. 政治分野（議員の女性比率等について）

- 調査対象 7 か国のうち、法律でクオータ制を定めているのは、フランスと韓国の 2 か国であつた。ドイツ、オランダ、スウェーデン、イギリスの 4 か国は、政党が、党綱領等により立候補者数の女性割合を決めていた。アメリカは、党大会における男女の割合を決めていた。
- 法律でクオータ制を定めたフランス、韓国の 2 か国は、2000 年に公職選挙法や政党法等を新たに制定または改正によって対応した。政党が自律的にクオータ制を実施している国々では、スウェーデンが 1970 年代初頭から、ドイツ、オランダ、イギリスは、1980 年代中頃から取組を始めていた。アメリカでは、1980 年に民主党が党大会の代表を男女同数とすると党憲章で定めていた。
- 選挙制度で見ると、比例代表制度をもつ国は、フランス（上院）、ドイツ（下院、小選挙区比例代表併用制）、オランダ、韓国（小選挙区比例代表並立制）、スウェーデンの 5 か国だった。うち、法律でクオータ制を定めているフランス、韓国は、法律で、比例代表名簿の男女の割合や男女の順位等を定めていた。政党が自律的にクオータ制を実施しているドイツ、オランダ、スウェーデンは、党綱領等に基づいて、比例代表名簿の男女の割合や男女順位等を定めていた。
- 小選挙区制度を有する国は、フランス（下院）、ドイツ（下院、小選挙区比例代表併用制）、韓国（小選挙区比例代表並立制）、イギリス、アメリカの 5 か国であつた。法律でクオータ制を定めたフランス、韓国を見ると、フランスは、男女の立候補者比率をほぼ半数（49%～51%）にすることを求め、違反した政党には政党交付金を減額していた。韓国では、立候補者の 30%を女性に割り当てた政党に、女性候補推薦補助金を追加支給していた。
- 2014 年現在、調査対象 7 か国のうち、国会議員女性比率が 30%を超えている国は、ドイツ（下院 36.5%）、オランダ（下院 38.7%及び上院 36.0%）、スウェーデン（44.7%）だった。なお、調査対象 7 か国の地方議会議員の女性比率は、国会議員の女性比率よりも高い、または、ほぼ同等の比率だった。